

バドミントン競技部細則

※兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例についてより、抜粋

地域クラブ活動

学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障を担い、競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしないスポーツ活動を示し、この特例においては以下の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）を想定している。

- ・市町組合が認定等を行った「認定地域クラブ活動」
- ・それ以外の「地域クラブ活動」<その他の団体>

○登録について

①地域クラブ活動

- ア. 兵庫県中学校体育連盟の定める規定通りに、登録申請を行い、認定を受けた団体であること。
- イ. 団体代表者・所属選手・登録コーチの全員が、その年度の兵庫県バドミントン協会への登録を行っていること。
※協会登録に関しては、兵庫県中学校体育連盟バドミントン競技部のHPを確認すること。
- ウ. 活動拠点の確認のため、練習に使用している体育館の領収書または使用承諾書等のコピーを必ず添付すること。（活動拠点として申請している体育館の前年度実績分）
- エ. 県中体連が指定する期日までに、来年度の申請を兵庫県中学校体育連盟事務局に行うこと。
- オ. 活動拠点は、申請時から原則3年間は変更できない。

②代表者

- ア. 代表者は、兵庫県中学校体育連盟が定める規定を遵守できる人物であること。
- イ. 代表者は、（公財）日本バドミントン協会公認3級審判員資格以上の資格、（公財）日本スポーツ協会公認バドミントンコーチ1以上の資格を有する人物であること。
※R8年度中に、審判員資格・コーチ資格取得を前提として申請を認める。
(教員免許取得者や市町組合が定める研修を受講し、登録された指導者は除く)
- ウ. 代表者が原則、試合会場への引率を行うこと。行えない場合は、審判員資格を持った登録コーチが代理として行うこと。
- エ. 引率者（代表者または登録コーチ）は、試合会場への選手の引率や当日の行動・体調に責任を持ち、管理すること。
- オ. 代表者は、20歳以上の者とする。
- カ. 代表者は、認定年度内は原則変更できない。

③登録コーチ

※部活動の外部コーチ制度とは違います。

- ア. 登録コーチは、日常的に練習に参加し、選手の育成に関わっている人物であること。（複数名可）
登録コーチの追加は、隨時認める。
- イ. 登録コーチは、（公財）日本バドミントン協会公認3級審判員資格以上の資格を有していること。
※申請時に無資格の場合は、R8年度中に必ず講習会を受けること。
- ウ. 登録コーチは、20歳以上の者とする。

④所属選手

- ア. 所属選手は、活動団体での活動に常時参加していること。部活動と同様に、できる限り所属チームでの活動を3年間続けること。(学校のバドミントン部の部活動に参加していないことを前提とする。)
- イ. やむを得ない年度内の移籍(地域クラブ活動から地域クラブ活動へ)に関しては、原則次年度まで試合に出場できないこととする。(ただし、県中体連加盟登録が抹消となる学校部活動からの移籍(入団)はこの限りではない。)
- ウ. 所属選手(新2・3年生)は、令和8年の2月末日までに所属団体から県中体連への申請を行うこと。
- エ. 所属選手(新1年生)は、令和8年の5月末日までに所属団体から県中体連への申請を行うこと。

○大会参加について

- ① 同じ市区町に、出場団体がなく予選が成立しない場合は、必ず上位大会を運営している競技部に連絡を入れ、代表を公正に決定すること。
(例) 淡路地区より出場…県中体連バドミントン競技部へ連絡
予選が成立しない市区町より出場…地区中体連バドミントン競技部へ連絡
- ② 団体戦に出場の場合は、同じ地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の中に5人以上の選手に出場の意思があり、所属地域クラブ活動の代表者の了承があれば参加できる。

○その他 ※参加資格の特例にも記載

- ① 申請書に虚偽の申請があった場合や、中体連競技部の定める大会運営や細則に則らない行為への指導に協力頂けない場合は、大会参加資格をはく奪する。大会参加後であった場合は大会結果についても同様の措置を行う。
- ② 上記の内容によってはく奪されたチームの代表者・コーチは10年間新しいチームや既存のほかのチームの代表者・コーチになることはできない。
- ③ 市町組合が認定等を行った「認定地域クラブ活動」については、参加認定申請を原則、隨時受け付けることとする。